

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 4 月 28 日

月 曜 日

第 3756 号

目 次

告 示

- | | |
|-------------------|---|
| ○土地改良事業計画変更の認可 | 1 |
| ○森林病虫害等の防除命令 | |
| ○指定居宅サービス事業者の指定 | 3 |
| ○指定介護予防サービス事業者の指定 | |

公 告

- | | |
|-----------------------------|---|
| ○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出 | 4 |
|-----------------------------|---|

監査委員公告

- | | |
|-----------|---|
| ○監査の結果の公表 | 5 |
|-----------|---|

告 示

富山県告示第239号

土地改良事業計画変更の認可について

早月川沿岸土地改良区から申請のあった土地改良事業計画変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 1 項の規定により、平成26年 4 月 18 日認可した。

平成26年 4 月 28 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第240号

森林病虫害等の防除命令について

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第 5 条第 1 項の規定により同法第 3 条第 1 項第 4 号の命令をするので、同法第 5 条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年 4 月 28 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 区域及び期間

(1) 区域

高岡市及び氷見市に存する高度公益機能森林の区域

(2) 期間

平成26年 6 月 1 日から同年 7 月 15 日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

松くい虫を早期に、かつ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止するため。

5 その他必要な事項

(1) 3 に掲げる措置を実施するに当たっては、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3 に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、平成26年 5 月 27 日までに富山県高岡農林振興センター所長を経由して知事に防除実施計画を提出しなければならない。

(3) 3 に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、富山県高岡農林振興センター所長を経由して知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(4)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(4) 3 に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、富山県高岡農林振興センター所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったとき、知事は、3 に掲げる措置が行われたかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、当該損失補償金を交付する。

(5) 知事は、3 に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が 1 の(2)に定める期間内に 3 に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込み

がないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

- (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

富山県告示第241号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

平成26年4月28日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1670400660	
指定年月日	平成26年4月1日	
申請者	名称	社会福祉法人新川老人福祉会
事業所	所在地	富山県魚津市大光寺 450番地
	名称	特別養護老人ホーム 新川ヴィーラ東館・新館ユニット
サービスの種類	短期入所生活介護	

富山県告示第242号

指定介護予防サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により公示する。

平成26年4月28日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1670400660	
指定年月日	平成26年4月1日	
申請者	名称	社会福祉法人新川老人福祉会
事業所	所在地	富山県魚津市大光寺450番地
	名称	特別養護老人ホーム 新川ヴィーラ東館・新館ユニット
サービスの種類	介護予防短期入所生活介護	

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成26年4月28日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

（仮称）J R 富山駅新幹線高架下ショッピングセンター

富山市明輪町75番1 ほか

2 店舗を設置する者 富山ターミナルビル株式会社

3 店舗において小売業を行う者 未定

4 新設の日 平成27年3月1日

5 店舗面積の合計 1,945㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数 計画地南西側隔地 19台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 計画地南側隔地 6台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 計画地北西側隔地 50㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内北東側 10.8㎡

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前6時及び翌午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前5時30分～翌午前0時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 1箇所 隔地駐車場北側
 - (4) 荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時～午後10時
- 8 届出の日 平成26年4月22日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 10 縦覧期間 平成26年4月28日から平成26年8月28日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2)(1)の事項の公表の可否
- (3)当該店舗の名称及び所在地
- (4)意見及びその理由

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成26年3月に実施した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年4月28日

富山県監査委員 坂野 裕一
富山県監査委員 渡辺 守人
富山県監査委員 酒井 三郎
富山県監査委員 桶屋 泰三

1 監査対象箇所

		監査年月日
厚生部	中部厚生センター	平成26年3月13日
同	高岡厚生センター	平成26年3月7日

監査対象箇所

監査年月日

厚生部	女性相談センター	平成26年3月18日
同	保育専門学院	平成26年3月20日
同	黒部学園	平成26年3月17日
同	砺波学園	平成26年3月19日
同	知的障害者相談センター	平成26年3月18日
同	心の健康センター	平成26年3月18日
農林水産部	西部家畜保健衛生所	平成26年3月3日
教育委員会	泊高等学校	平成26年3月11日
同	入善高等学校	平成26年3月12日
同	魚津高等学校	平成26年3月17日
同	魚津工業高等学校	平成26年3月17日
同	上市高等学校	平成26年3月3日
同	八尾高等学校	平成26年3月12日
同	富山西高等学校	平成26年3月25日
同	富山南高等学校	平成26年3月11日
同	小杉高等学校	平成26年3月5日
同	大門高等学校	平成26年3月5日
同	高岡工芸高等学校	平成26年3月25日
同	高岡商業高等学校	平成26年3月27日
同	氷見高等学校	平成26年3月28日
同	石動高等学校	平成26年3月17日
同	となみ野高等学校	平成26年3月12日
同	にいかわ総合支援学校	平成26年3月17日
同	富山高等支援学校	平成26年3月11日
同	ふるさと支援学校	平成26年3月20日
同	高岡支援学校	平成26年3月18日
同	高岡高等支援学校	平成26年3月20日

監査対象箇所**監 査 年 月 日**

同	となみ総合支援学校	平成26年3月20日
公安委員会	魚津警察署	平成26年3月18日
同	上市警察署	平成26年3月13日
同	富山西警察署	平成26年3月7日
同	氷見警察署	平成26年3月25日

2 監査対象年度

平成 2 4 年度及び平成 2 5 年度

3 監査結果

財務に関連する事務事業については、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 歳入調定に遅延しているものがあった。
- イ 収入科目を誤っているものがあった。
- ウ 職員手当の支給に誤りがあった。
- エ 委託契約事務に適切でないものがあった。
- オ 借入物品の納入について検査調書が作成されていなかった。
- カ 財産に関する調書が提出されていなかった。（2箇所）
- キ 借受財産台帳に未整理のものがあった。
- ク 交通事故による損害が生じた。（3箇所）

